

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻むものであり、重大な影響を与える可能性があります。利用者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくります。拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」)を禁止します。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

委員会において上記3要件の全てに該当すると判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

【身体的拘束に該当する具体的な行為】

①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。

④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

(2)事業所の方針・取り組み

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

- ①身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施する。
- ②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。
- ③利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ④言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ⑤利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ⑥利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑦万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化検討委員会において検討する。
- ⑧「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(3)情報開示

本指針はホームページなどに公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1)身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2)委員会の構成員

- ・(職務)氏名 (管理者) 小笹 晶子
- ・(職務)氏名 (生活相談員) 小笹 高志

(3)委員会の検討項目

- ①前回の振り返り(2 回目の開催より)
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③(身体的拘束を行っている利用者がある場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討
- ④(身体的拘束の検討が必要な利用者がある場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討
- ⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧今回の議論のまとめ・共有

(4)記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底します。

3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため従業者は、職員採用時のほか、年 2 回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、「実施日」「実施場所」「内容(研修概要)」を記載した記録を作成します。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1)3要件の確認

- ・切迫性
- ・非代替性
- ・一時性

(2)要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化検討委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向け取り組めます。

(3)記録など

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。